

番 号	分 野 別	資 料 の 概 要
14	事業手法	公共事業における総合評価落札方式の説明 (設計・施工一括発注方式との関係を含む)

## 1 公共事業における総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式である。この方式は、標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、工事の品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される入札方式である。

公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が成立し、平成17年4月1日に施行され、この法律の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素(技術力等)をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。

この品確法の基本理念を実現する手法として、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である総合評価落札方式による入札方式が平成17年8月26日に閣議決定された基本方針に示された。そこで、横浜市では、平成18年度から一般競争入札における総合評価落札方式による工事発注を進めています。

## 2 設計・施工一括発注方式との関係

設計・施工一括発注方式については、平成9年度から国での試行が開始され、以降、主に土木構造物の整備において採用されてきています。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行され、国土交通省では落札者の選定に「総合評価方式」を本格導入し、価格と品質が総合的に優れた調達を行うこととされました。現在、総合評価落札方式は地方自治体への運用の適用や拡大が図られています。

この総合評価方式の分類では、技術提案評価型、標準型、簡易型があります。設計施工一括発注方式は、この中の技術提案評価型に位置づけられています。

### 《参考》

- ・「横浜市総合評価落札方式ガイドライン」横浜市 平成24年5月
- ・「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」国土交通省 2013(平成25)年3月(抜粋)

目 次

# 横浜市総合評価落札方式ガイドライン

平成24年5月

横浜市

# 目次

	頁
1 はじめに	1
2 公共工事の総合評価落札方式とは	1
3 基本的運用	
(1) 落札者の決定方法	1
(2) 総合評価落札方式のタイプ	2
(3) 加算点の設定範囲	2
(4) 評価項目の内容	3
(5) 技術提案及び施工計画等の評価方法の考え方	4
(6) 評価項目及び評価基準等の公表内容	4
(7) 総合評価落札方式の手続きの流れ	6
(8) 技術提案・施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ	7

## 1 はじめに

我が国では、国・地方自治体とも厳しい財政状況等を背景に、公共工事が減少していますが、建設工事を請負う企業数は以前と大きな変化がありません。また、市民から談合の防止など契約の透明性を高めることが求められています。

一方、工事の入札において一部に行き過ぎた競争が発生し、いきおい不良・不適格業者の参入や低入札受注の多発など、公共工事の品質の低下に繋がりがねない事態が懸念されています。

このような社会状況を受け、公共工事の品質確保を目的に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が成立し、平成17年4月1日に施行されました。この法律の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素(技術力等)をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされています。

この品確法の基本理念を実現する手法として、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である総合評価落札方式による入札方式が平成17年8月26日に閣議決定された基本方針に示されました。そこで、横浜市では、平成18年度から一般競争入札における総合評価落札方式による工事発注を進めています。

本ガイドラインは、横浜市での総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

## 2 公共工事の総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式です。この方式は、標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、より技術力の高い企業が落札者となりやすく、工事の品質の向上、企業の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される入札方式です。

なお、企業の技術力等はあらかじめ設定した評価基準に基づき、提出された技術提案、施工計画、施工能力等の資料を審査し、点数化することにより評価します。

## 3 基本的運用

### (1) 落札者の決定方法

入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が提示する技術提案、施工計画、施工能力等についての評価項目に関する技術資料を求め、予め設定した評価基準に基づき採点し、その点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い企業を落札者とします。

具体的な評価値の算出方法は、次の式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

100点

入札参加者から提出された技術提案、施工計画、  
施工能力等の資料を点数化した合計値

- ただし、①標準点は100点とします。  
 ②上記の入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は億円単位とします。  
 ③評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

## (2) 総合評価落札方式のタイプ

横浜市では、予定価格3億円以上の工事については原則として総合評価落札方式による工事発注とし、工事の特性に応じて次の3タイプの総合評価落札方式を適用します。

### ア 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用されるものです。環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、または定性的に表示する（判定方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するものです。

### イ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画の他、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格とを総合的に評価するものです。

### ウ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、同種工事の施工実績や、工事成績など、定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価するものです。

予定価格3億円以上の工事については原則として標準型、簡易型を、3億円未満の工事についてはその内容に応じ標準型、簡易型、特別簡易型を適用します。

## (3) 加算点の設定範囲

工事ごとに次の範囲で設定します。

総合評価落札方式のタイプ	加算点の満点の範囲
標準型	30点～50点
簡易型	12点～40点
特別簡易型	10点～20点

(4) 評価項目の内容

総合評価落札方式のタイプに応じ、本市が個々の工事について評価項目及びその内容を定めます。

《評価項目例》

評価分類	評価項目	タイプの適用			評価項目の内容	
		標準型	簡易型	特別簡易型		
企業の技術力	技術提案	1項目以上必須	なし	なし	総合的なコストに関する提案	
					工事目的物の性能・強度等に関する提案	
					社会的要請に対応した提案	
	簡易な施工計画	選択	なし	なし	なし	技術提案に係る施工計画
						工程管理に係る技術的所見
						品質管理に係る技術的所見
						施工上の課題に係る技術的所見
						施工上配慮すべき事項
安全管理に留意すべき事項						
企業の施工能力	同種工事の施工実績	選択	選択	選択	過去15年の施工実績	
	工事成績の実績				過去2年の80点以上の件数	
	優良工事業者表彰の実績				過去5年の表彰実績	
	配置予定技術者の施工経験				過去15年の配置予定技術者の施工経験	
	配置予定技術者の資格				配置予定技術者の所持資格	
	配置予定現場代理人の優良工事技術者表彰の実績				過去5年の表彰実績	
	品質管理マネジメントシステムの取組状況				ISO9001の取得状況	
企業の社会性・信頼性	主たる営業所の所在地	選択	選択	選択	建設業許可における主たる営業所の所在地	
	災害協力業者名簿登載				横浜市災害協力業者の登録の有無	
	環境マネジメントシステムの取組状況				ISO14001の取得状況	

(5) 技術提案及び施工計画等の評価方法の考え方

技術提案及び施工計画等は、評価項目の特性を踏まえ点数化して評価しますが、点数化の基本的な考え方は、次のとおりです。

ア 評価項目の性能等の数値により点数化する方法

評価項目の性能等が数値化できる場合の評価方法です。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に評価点の満点、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与し、中間の性能等は、その性能の程度により点数を付与します。

また、要求水準を満たさない場合は、「欠格」とし、技術評価点は計算しません。

イ 数値化が困難な評価項目を点数化する方法

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、数段階の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法です。

例えば、4段階の階層（優／良／可／欠格）で評価を行う場合には“優”に該当するものには満点、“良”に該当するものには満点の1/2～1/3程度の点、“可”に該当するものは0点として、不適切なものについては、「欠格」とします。



評価項目のうち1つでも「評価基準」が「欠格」に評価された場合、当該工事の要求水準を満たしていないと判断し、技術評価点を計算せず、当該入札者を落札者としません。

(6) 評価項目及び評価基準等の公表内容

個々の工事の評価項目、評価基準、配点及び満点は、工事の特性により設定し、入札公告に合わせて「実施要領書」により公表します。

ア 標準型

標準型では、企業の技術力の評価分類の「技術提案」の項目が1項目以上設定されます（P3参照）。それ以外の評価項目は、簡易型と同様、工事ごとの特性により項目数も異なり、設定されない場合もあります。

イ 簡易型・特別簡易型

企業の技術力の評価分類の「簡易な施工計画」の評価項目は、簡易型で1項目以上設定されます。特別簡易型では設定されません。それ以外の評価分類の項目は、工事の特性により項目数も異なり、設定されない場合もあります。

簡易型、特別簡易型での公表する評価項目及び評価基準の例は次の通りです。

評価分類	評価項目		評価基準	配点
企業の技術力	簡易な施工計画	工程管理に係る技術的所見等	◎◎◎◎	☆点
			○○○○	★点
			△△△△	△点
			不適切	[欠格]
企業の施工能力	○○○○	○○○○	○○あり	□点
			△△あり	■点
			なし	○点
企業の社会性・信頼性	○○○○	○○○○	○○あり	▲点
			なし	○点
加算点の満点合計				20~40点

「簡易な施工計画」は、簡易型では1項目以上設定されます。特別簡易型では設定されません。

工事の特性により項目数が異なります。

P3の評価項目のうち、工事の特性により工事ごとに選択した評価項目が入ります。  
(企業の施工能力の評価分類の例) 優良工事業者表彰

それぞれ評価項目の設定内容が入ります。  
(例) ○○年度以降の優良工事業者表彰の回数

それぞれの評価項目の評価基準と配点が入ります。  
(例) 2回以上—4点、1回—2点、それ以外—0点

(7) 総合評価落札方式の手続きの流れ

本市の総合評価落札方式の手続きの流れは、基本的には次のように行われます。

なお、政府調達協定(WTO)の対象工事では、入札参加資格の審査時期が下図とは異なります(⑦ではなく、③-④間で資格審査します)。

また、標準型のうち、特に技術的難易度の高いものにおいては、手続きの流れが異なる場合があります。



(8) 技術提案・施工計画等が履行できなかった場合等のペナルティ

総合評価落札方式では、技術提案・施工計画等の実効性の確保や競争入札の公平性が担保される必要があります。そのため、技術提案・施工計画等が実施できないことが判明した場合、ペナルティを課します。

ア 入札参加者の技術資料の虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置等を行います。

イ 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収します。

具体的には、次の式で計算する違約金を徴収します。

$$\text{違約金 (税抜き)} = A - \frac{(B + C2)}{(B + C1)} \times A$$

ただし

A : 当初の入札金額

B : 標準点 (100)

C1 : 入札時の提案内容にもとづく加算点

C2 : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てます。

違約金は、円未満を切り捨てます。



国土交通省直轄工事における  
総合評価落札方式の運用ガイドライン  
(抜粋)

2013年3月

国 土 交 通 省  
大 臣 官 房 地 方 課  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課

## 目 次

1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯.....	1-2
1-1 意義.....	1-2
1-2 総合評価落札方式導入と適用拡大.....	1-3
1-3 総合評価落札方式の課題と抜本的見直し.....	1-10
1-4 不正が発生しにくい制度への見直し.....	1-13
2. 総合評価落札方式の実施手順.....	2-1
2-1 総合評価落札方式のタイプ選定.....	2-1
2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義.....	2-1
2-1-2 総合評価落札方式適用の概要.....	2-4
2-1-3 技術提案評価型の分類.....	2-5
2-1-4 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細.....	2-7
2-2 手続きフロー.....	2-10
2-2-1 施工能力評価型の手続きフロー.....	2-11
2-2-2 施工能力評価型の手続きフロー（試行案）.....	2-12
2-2-3 技術提案評価型S型の手続きフロー.....	2-14
2-2-4 技術提案評価型A型の手続きフロー.....	2-17
2-3 入札説明書への記載.....	2-18
2-3-1 総論.....	2-18
2-3-2 技術提案.....	2-19
2-4 競争参加資格要件と総合評価項目.....	2-21
2-5 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）.....	2-24
2-6 総合評価項目の審査・評価.....	2-26
2-6-1 評価項目及び配点の基本的な考え方.....	2-26
2-6-2 評価項目及び評価方法.....	2-29
2-7 評価基準及び得点配分の設定例.....	2-37
2-7-1 必須項目の設定例.....	2-37
2-7-2 施工能力評価型及び技術提案評価型S型の選択項目の設定例... ..	2-43
2-7-3 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例.....	2-45
2-8 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項.....	2-49
2-8-1 入札説明書の記載事項.....	2-49
2-8-2 技術提案の改善（技術対話）.....	2-54
2-8-3 予定価格の作成.....	2-58
3. 総合評価の方法.....	3-1

(抜粋)  
1-11  
～  
2-6

3-1	評価値の算出方法	3-1
3-2	加算方式及び除算方式の特徴	3-1
3-3	技術評価点の算出方法	3-5
<b>4.</b>	<b>総合評価落札方式の結果の公表</b>	<b>4-1</b>
4-1	評価結果の公表	4-1
4-2	技術提案等の採否に関する詳細な通知	4-6
4-3	中立かつ公正な審査・評価の確保	4-8
4-4	入札及び契約過程に関する苦情処理	4-9
<b>5.</b>	<b>総合評価落札方式の評価内容の担保</b>	<b>5-1</b>
5-1	技術提案履行の確保	5-1
<b>6.</b>	<b>総合評価落札方式の試行等</b>	<b>6-1</b>
6-1	施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成18年～）	6-1
6-2	地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行（平成21年～）	6-5
6-3	特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行（平成24年～）	6-6
6-4	段階選抜方式の検討	6-8
6-5	事後審査型入札方式の検討	6-11

(2) 総合評価落札方式の抜本的見直し

総合評価落札方式の定着に伴い顕在化した課題に対し、建設業許可、定期の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の方針に則り総合評価落札方式の改善を図ることとした。

[総合評価落札方式の改善の方針]

- ① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ② 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

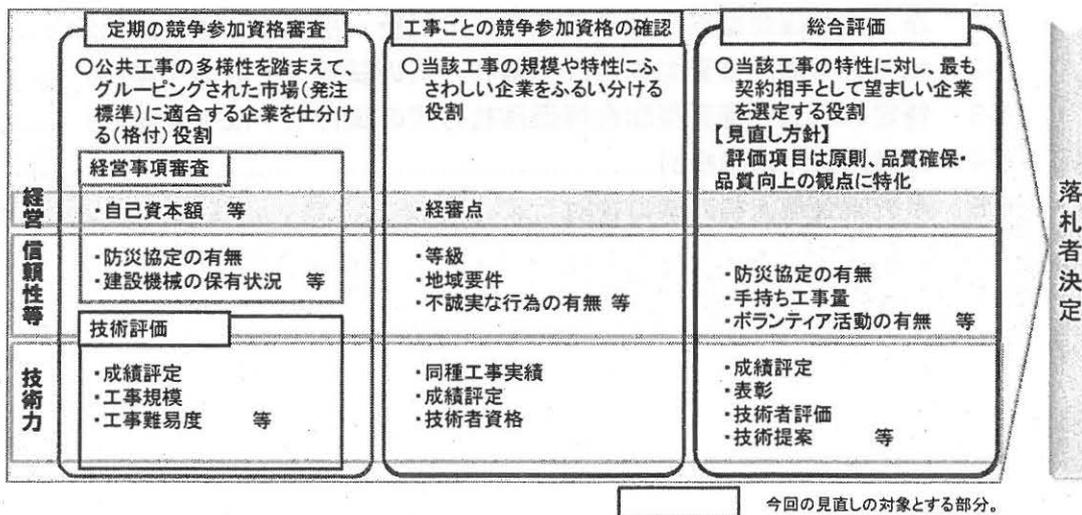


図 1-3 企業評価の体系

これらの改善方針を踏まえ、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式のタイプ分類、技術力評価の考え方を見直し、その内容を本ガイドラインにとりまとめる。

(改善のポイントを図 1-4 に掲載)

現状

提案内容  
評価方法  
ヒアリング  
予定価格

簡易型	標準型	高度技術提案型
企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合 有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	高度な施工技術等に係る提案 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
点数化して評価		
必要に応じ実施		
設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成
II型	I型	III型 II型 I型

高度技術提案型適用対象工  
事であるが、標準型を適用  
している工事



← 施工能力を評価する



→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する

見直し

提案内容  
評価方法  
ヒアリング  
段階選抜  
予定価格

施工能力評価型		技術提案評価型		
企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
求めない(実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	可・不可の二段階で審査	点数化		
実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替することも可)	WTO対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須	
実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて試行的に実施※	必要に応じて試行的に実施		
標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成	
II型	I型	S型	A III型	A II型 A I型

※考え方としては記載のとおりであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続きの見直しが必要であることから、当面は実施しない。

図 1-4 総合評価落札方式の改善のポイント

#### 1-4 不正が発生しにくい制度への見直し

平成 24 年 10 月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

このため、国土交通省では、当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底、(2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの検討を行うこととした。

これを踏まえ、分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事の一部において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより試行を実施する。

## 2. 総合評価落札方式の実施手順

### 2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

#### 2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義

##### (1) 施工能力評価型

###### 【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

###### 【適用の意義】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

## (2) 技術提案評価型

### 【概要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別される。A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、A型はAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型に大別される。AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またAⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

### 【適用の意義】

技術提案評価型は、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

公共工事の品質に関しては受注者の技術的能力に依存するところが大きいですが、我が国の建設業界の技術力は高い水準にあるため、技術提案評価型A型によりその高い技術力を有効に活用することで、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。

また、技術提案評価型S型では発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

また、積極的に技術提案評価型を活用することにより民間企業の技術開

発・技術者育成の促進にもつながるものと期待される。

## 2-1-2 総合評価落札方式適用の概要

国土交通省直轄工事では、災害復旧工事等で、緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除き、原則すべての工事において総合評価落札方式を適用することとし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、施工能力評価型、技術提案評価型のいずれかの総合評価落札方式を選択する。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図 2-1 に示す。

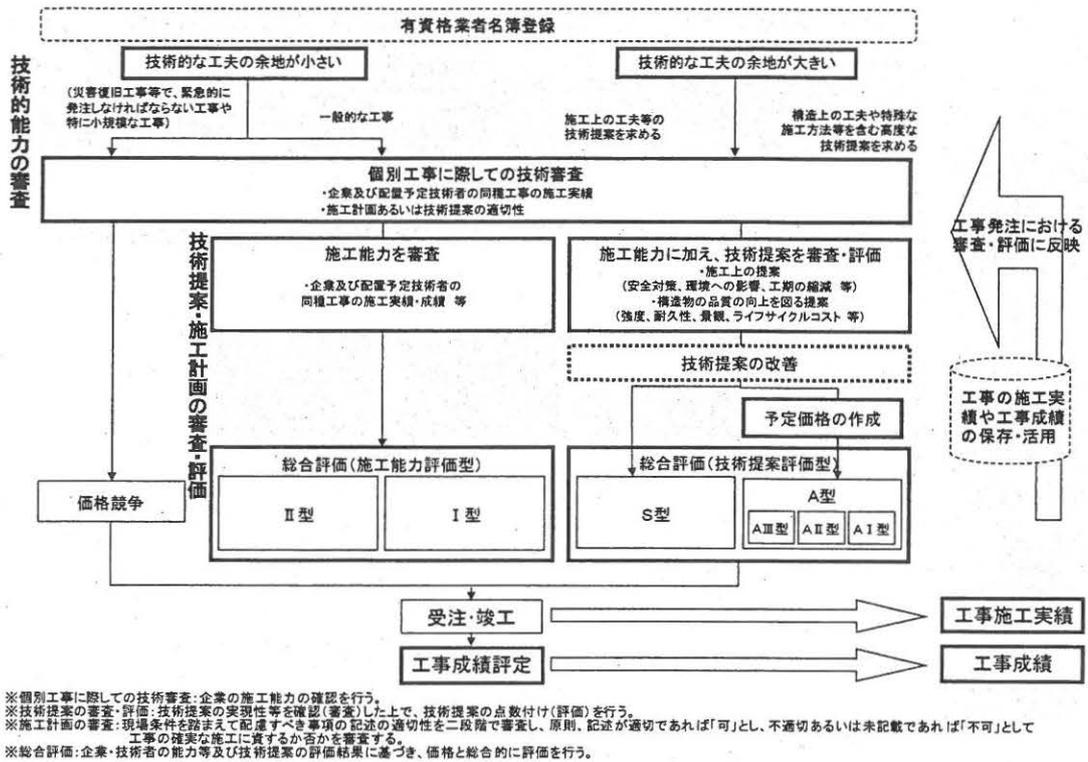


図 2-1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

### 2-1-3 技術提案評価型の分類

技術提案評価型を適用する工事は大きくA型とS型の2つに分類でき、A型はさらにAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型の3つに分類できる。表 2-1 に技術提案評価型の分類を示す。

AⅠ型及びAⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しない。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。このため、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定した提案を求めることも可能である。その場合にはA型ではなくS型を適用することが基本となる。AⅢ型は、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

なお、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

表 2-1 技術提案評価型の分類

	技術提案評価型			
	A I型	A II型	A III型	S型
分類	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの削減や品質の向上を図る場合
標準案の有無	無	無 (複数の候補有)	有	有
求める技術提案の範囲 〔発注形態の目安〕	・工事目的物 ・施工方法  (設計・施工一括)	・工事目的物 ・施工方法  (設計・施工一括)	・部分的な設計変更や、高度な施工技術等にかかる提案  〔詳細設計付または設計・施工分離〕	・施工上の工夫に係る提案  (設計・施工分離)
ヒアリング	必須 ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。(技術対話)			WTO は必須とし、WTO 以外は、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施
段階選抜	競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施			
予定価格	技術提案に基づき予定価格を作成			標準案に基づき予定価格を作成